

## 都市ガス小売の全面自由化について（お知らせ）

平成29年2月  
佐賀ガス株式会社

日頃より佐賀ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、平成29年4月よりガス事業法が改正され、都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度となります。

これまで当社は、一部の大口契約を除き、九州経済産業局の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。（★）

今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。

また、都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として「供給地点特定番号」が設定されますが、この番号は「ガスご使用量のお知らせ（検針票）」に記載された「供給先番号」となります。

今後もお客さまにお喜びいただける新料金プランや新サービスを順次拡大していくべく精一杯努力して参ります。

今まで通り都市ガスを通じ安心・安全をお届けして参りますので、佐賀ガスをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成29年4月から制度は変わりますが、従来通りご利用頂ける場合は手続きの必要はありません。



### ご契約中のお客さまへ

平成29年3月31日時点で一般ガス供給約款及び選択約款にご加入いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成29年4月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。

#### 対象契約種別

一般ガス供給契約（一般契約）、家庭用暖房契約、家庭用床暖房契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、小型空調契約、空調夏期契約、時間帯別A契約、時間帯別B契約

※契約種別は、「ガスご使用量のお知らせ（検針票）」に記載されています。

#### 変更のポイント

- ① 他の都市ガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ② ガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者（当社）が別途定める契約条件に基づき、一般ガス導管事業者（当社）に申し込みをしていただきます。  
※当社は、佐賀市内で一般ガス導管事業者とガス小売事業者の両方のライセンスを有する唯一の事業者です。
- ③ 当社は、各種約款を変更することがあります。お客さまには、変更後の各種約款に異議がある場合は解約することができます。（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします）
- ④ 各種約款の変更（契約期間の延長を含みます）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ⑤ 原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定（一般ガス供給約款23（2）②ただし書き）を削除します。
- ⑥ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。

※変更後の供給条件（約款）は当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。

（書面をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください）

※上記内容にご不明な点がございましたら、当社へご連絡ください。

（★）当社以外の都市ガス小売事業者と契約されたお客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として最終保障供給の制度も併せて措置されています。（改正ガス事業法第51条） 最終保障供給が必要なお客さまは、当社へご連絡ください。

(ご参考) ご契約内容の概要について

料金単価表

現行料金からの変更はありません。

※契約種別は、「ガスご使用量のお知らせ(検針票)」に記載されています。

契約種別名称	区分		定額基本料金	流量基本料金単価	昼間基本料金単価	夜間基本料金単価	基準単位料金	
一般契約	A	0~25m <sup>3</sup>	896.40円	—	—	—	226.29円	
	B	26~208m <sup>3</sup>	1339.20円	—	—	—	208.58円	
	C	209m <sup>3</sup> ~	4908.60円	—	—	—	191.41円	
家庭用暖房契約	5月~11月	※一般契約と同じ						
	12月~4月	A	0~25m <sup>3</sup>	896.40円	—	—	—	225.01円
		B	26~52m <sup>3</sup>	1987.20円	—	—	—	181.37円
		C	53~77m <sup>3</sup>	3499.20円	—	—	—	152.28円
		D	78~103m <sup>3</sup>	4600.80円	—	—	—	137.97円
		E	104m <sup>3</sup> ~	5680.80円	—	—	—	127.48円
家庭用床暖房契約	5月~11月	※一般契約と同じ						
	12月~4月	A	0~25m <sup>3</sup>	896.40円	—	—	—	225.01円
B		26m <sup>3</sup> ~	4384.80円	—	—	—	85.52円	
家庭用コージェネレーションシステム契約			3564.00円	—	—	—	79.62円	
小型空調契約	一種	4月~11月	1944.00円	—	—	—	123.87円	
		12月~3月		—	—	—	145.98円	
	二種	4月~11月	1188.00円	—	—	—	127.56円	
		12月~3月		—	—	—	147.78円	
	三種	4月~11月	756.00円	—	—	—	133.42円	
		12月~3月		—	—	—	149.83円	
空調夏期契約	一種	4月~11月	56160.00円	580.48円	—	—	92.75円	
		12月~3月	※一般契約と同じ					
	二種	4月~11月	28080.00円	580.48円	—	—	99.48円	
		12月~3月	※一般契約と同じ					
	三種	4月~11月	6480.00円	580.48円	—	—	111.33円	
		12月~3月	※一般契約と同じ					
時間帯別A契約			3564.00円	580.48円	—	—	139.59円	
時間帯別B契約	一種			163080.00円	580.48円	4.55円	2.05円	86.31円
	二種			41040.00円	580.48円	4.55円	2.05円	115.23円

- ・ 実際に適用する単価(円/m<sup>3</sup>)は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ・ ガス料金は、口座振替または払込の方法により、支払義務発生日(検針日)の翌日から起算して30日目(支払期限)までにお支払いただきます。支払期限を超過し、支払義務発生日翌日から起算して50日目を超過してもなおガス料金のお支払がない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- ・ 詳細は、当社ホームページで「ガス小売供給約款」として掲載しておりますので、ご覧ください。  
(書面をご希望の場合はご連絡ください)

URL <http://www.saga-gas.co.jp>



ガスの購入先を変更することに伴う解約の手続きについて

お客さまが都市ガスの購入先を当社から他の都市ガス小売業者に切り替える場合には、新たな都市ガス小売業者に対し契約の申し込みをしていただきます。(当社への解約のお申し出は不要です)

※引越し等の理由によりガスの使用を終了する場合には、従来どおり当社へご連絡いただきます。



〈お問い合わせ先 佐賀ガス株式会社 営業業務課 料金係 TEL.30-6162  
佐賀市兵庫町西淵1996番地  
受付時間/9:00~17:00(月~金)